

リスク管理体制

当社は業務の拡大と新たな商品・サービスの開始に伴うさまざまなリスクを把握、分析し、実効的かつ効率的なリスク管理を行うよう努めております。

■取締役会及びリスク管理委員会

取締役会が、定期的にリスクの状況の報告を受け、重要なリスクに関する事項の決定を行い、半期毎に「リスク管理基本方針」を定めております。取締役会の決定に基づき、リスク管理委員会が、各種リスク管理規程を定め、リスクに関する事項を決定し、リスクをモニタリングしております。このように経営レベルで、管理すべきリスクの特定、リスクの特性に応じた定量的な管理、業務戦略との整合性の確保、牽制機能の確保等を重視した、リスク管理を行っております。

■リスク管理部門

業務を執行する部門とは独立したリスク管理部が、各種リスクの統括部署として、業務執行部門を牽制するとともに、リスクの状況を定期的に取締役会・リスク管理委員会に報告します。さらに、このようなリスク管理体制を、業務監査室が検証し、リスク管理の実効性を確保しております。

■「コンティンジェンシープラン」

銀行としての公共的使命を全うできるよう、障害や災害の発生時の対応方針として「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

■信用リスクの管理体制

与信に関する原則を「クレジットポリシー」に、半期毎のリスク管理方針を「信用リスク管理規程」に規定しております。また、自己査定規程・償却引当規程に従い、適切な自己査定・償却引当を実施しております。

■市場リスクの管理体制

半期毎に改定する「市場リスク管理規程」に基づいて、ポジション極度(ベースポイントバリュー極度)・市場リスク極度(Value-at-Risk極度)・損失限度を設定して管理を行っております。リスク管理部が日次でポジション・リスク・損益を社内報告しております。定期的に開催するALM委員会においてリスクの状況、金融・経済の見通しなどが報告され、ALM方針を決定いたします。

■流動性リスクの管理体制

流動性の高い国債中心の運用とするなど、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っております。半期毎に改定する「流動性リスク管理規程」に基づいて資金ギャップ極度を設定し、リスク管理部が資金流動性の状況をモニターしております。

■事務リスクの管理体制

「事務リスク管理規程」に基づいて、事務手続の明確化と事務ミスや不正の防止に努めております。各部室の自主検査、業務監査室の内部監査、外部監査などを通じて、事務の改善・レベル向上を図っております。

■情報セキュリティリスク(システムリスクを含む)の管理体制

災害などの非常時にも銀行サービスを継続すること、ならびにお客さま情報を保護することを目的として「情報セキュリティポリシー」、「セキュリティ・スタンダード」などを定めております。重要なシステムのハード機器及びネットワークは二重化し、災害などの非常時には遠隔地災対センターでも稼動可能な体制としております。またデータベースの二重化やバックアップにより、データベースが破壊された場合でも復元可能な体制としております。

なお、システム基盤につきましては、当社のほか三井住友銀行、富士通ならびに関連するシステム会社の経営層で構成するシステム強化委員会を設置し、経営レベルがシステムの安定稼動に向けた取り組みに深く関与する体制を敷いております。